

泉佐野市犯罪被害者等支援条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、泉佐野市犯罪被害者等支援条例（令和4年泉佐野市条例第28号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「市民」とは、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者又は本市の住民基本台帳に記録されず市内に居住しているが、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第6条に規定するストーカー行為等に係る被害を受けていた者
- (2) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を受けていた者
- (3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力を受けていた者
- (4) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第3項に規定する高齢者虐待を受けていた者
- (5) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第2項に規定する障害者虐待を受けていた者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、本市の住民基本台帳に記録することにより自己の生命又は身体に危害を受けるおそれがある者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(見舞金)

第3条 市長は、犯罪等の被害（被害届を警察に提出することが困難であると認められる場合を除き、被害届が受理されているものに限る。）を受けた市民（当該犯罪等の発生時点において市民であった者に限る。以下「犯罪被害者」という。）又は犯罪被害者の遺族に対して支給する見舞金は、遺族見舞金及び重傷病見舞金とする。

(遺族見舞金)

第4条 市長は、犯罪行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為を除く。以下同じ。）により死亡した犯罪被害者（以下「死亡被害者」という。）の遺族に対して、遺族見舞金を支給するものとする。

- 2 遺族見舞金の額は、1事案について300,000円とする。ただし、犯罪行為による被害に関して既に重傷病見舞金を支給された者が当該重傷病見舞金の受給に係る犯罪行為に起因して死亡した場合には、1事案について200,000円とする。
- 3 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、死亡被害者の死亡の時にあって、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 死亡被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は大阪府パートナーシップ宣誓書受領証の交付を受けているパートナーその他同種の証明を受けている者を含む。以下同じ。）
 - (2) 死亡被害者の収入によって生計を維持していた当該死亡被害者の子（届出をし

ていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。以下同じ。)、
父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

4 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とする。ただし、
遺族の協議により代表者を決定した場合は、当該代表者を第1順位の遺族とすること
ができる。

5 前項前段の場合において、遺族見舞金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以
上あるときに、当該遺族のうちいずれかの者に対して行った支給は、当該遺族全員
に対してなされたものとみなす。

(重傷病見舞金)

第5条 市長は、犯罪行為により次に掲げる傷病を負った犯罪被害者（以下「重傷病
被害者」という。）に対して、重傷病見舞金を支給するものとする。

(1) 医師の診断により1月以上（過失による犯罪等にあつては、3月以上。次号に
おいて同じ。）の療養が必要であり、かつ、3日以上入院を要する傷害又は疾病

(2) 医師の診断により1月以上の療養が必要であり、かつ、その症状の程度が3日
以上労務に服することができない程度である精神疾患

2 重傷病見舞金の額は、1事案について100,000円とする。

3 重傷病被害者が第1項に掲げる傷病により自ら申請することが困難であると市
長が認めるときは、当該重傷病被害者の親族（配偶者、子、父母、孫、祖父母又は
兄弟姉妹をいう。以下同じ。）が当該重傷病被害者の代理として重傷病見舞金の支
給を申請し、当該重傷病見舞金の支給を受けることができる。

4 前項の重傷病見舞金の支給に関する手続については、前条第3項から第5項まで
の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に
掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第4条第3項	遺族見舞金	重傷病見舞金
	遺族は	親族は
	死亡被害者	重傷病被害者
	の死亡の時	が犯罪行為の被害を受けた時
第4条第4項	遺族見舞金	重傷病見舞金
	遺族の	親族の
	遺族と	親族と
第4条第5項	遺族見舞金	重傷病見舞金
	遺族が	親族が
	当該遺族	当該親族

(見舞金を支給しないことができる場合)

第6条 市長は、次に掲げる場合には、見舞金を支給しないことができる。

(1) 犯罪被害者又は第4条第1項に規定する第1順位の遺族が加害者の親族であ
る場合（市長が特別の事情があると認める場合を除く。）

(2) 犯罪被害者又は次条第1項の申請書を提出する者にその責めに帰すべき次に
掲げる行為があつた場合

ア 犯罪行為を教唆し、又はほう助する行為

イ 過度の暴力又は脅迫、重大な侮辱等当該犯罪等を誘発する行為

ウ その他犯罪行為に関連した著しく不正な行為など

(3) 犯罪被害者又は次条第1項の申請書を提出する者が泉佐野市暴力団排除条例

(平成24年泉佐野市条例第28号) 第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められた者であった場合

- (4) 前3号に掲げる場合のほか、見舞金を支給することが社会通念上適切でないと認められる場合

(申請手続)

第7条 見舞金の支給を受けようとする者は、泉佐野市犯罪被害者等見舞金支給申請書(様式第1号)及び犯罪被害に関する申立書(様式第2号)により市長に申請しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 遺族見舞金

- ア 死亡被害者が犯罪行為を受けたときに市民であったことを証する書類
- イ 死亡被害者の死亡の事実及び死亡年月日を証する書類
- ウ 申請者と死亡被害者との続柄を証する戸籍全部事項証明書その他の証明書
- エ 申請者が死亡被害者と婚姻又は養子縁組関係と同様の事情にあった場合は、当該事実を証する書類
- オ その他市長が必要と認める書類

(2) 重傷病見舞金

- ア 重傷病被害者が犯罪行為を受けたときに市民であったことを証する書類
- イ 重傷病被害者の負傷又は疾病の状態及び療養に係る日数又は労務に服することができない日数に関する医師の診断書その他の当該事実を証する書類
- ウ その他市長が必要と認める書類

(申請期限)

第8条 前条の申請は、申請に係る犯罪行為の被害を知った日から2年を経過したとき又は当該被害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。ただし、当該犯罪行為の加害者に身体の一部を不当に拘束されていたその他申請期間内に申請しなかったことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(支給決定)

第9条 市長は、第7条の規定による申請があった場合には、当該申請に対する決定を行い、泉佐野市犯罪被害者等見舞金審査結果通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定を行うため必要がある場合は、関係機関等その他必要と認める者に対し、調査を行うことができる。

3 市長は、第1項の規定により支給を決定したときは、速やかに見舞金を支給するものとする。

(支給決定の取消し)

第10条 市長は、支給対象者が次の各号のいずれかに該当し、支給を受ける資格がないと判明したときは、支給の決定を取り消すことができる。

(1) 支給対象者が偽りその他不正の手段により支給の決定を受けたと市長が認めるとき

(2) 前号に掲げるもののほか、支給対象者が支給を受ける資格がないと判明したとき

2 市長は、前項の規定により支給の決定を取り消したときは、泉佐野市犯罪被害者

等見舞金支給決定取消通知書（様式第4号）により支給対象者に通知するものとする。

（見舞金の返還）

第11条 市長は、前条の規定により支給の決定を取り消した場合において、既に見舞金が支給されているときは、当該見舞金を返還させるものとする。

（委任）

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年1月1日から施行する。

（適用区分）

2 この規則の規定は、この規則の施行の日以後に発生した犯罪等の被害について適用する。